

令和8年度 第1回 龍ヶ崎市市民協働推進委員会

日 時： 令和8年7月27日(月)

午前10時から

場 所： 龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 事務局職員の紹介・委員の自己紹介

4 議 題

(1)委員の委嘱について

(2)My りゅうポイント倶楽部について

(3)市民活動サポート補助金について

5 その他

6 閉 会

【配付資料】

[資料1] 龍ヶ崎市市民協働推進委員会委員名簿

[資料2] 龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例

[資料3-1] My りゅうポイント倶楽部について

[資料3-2] My りゅうポイント倶楽部 運用要領

[資料4-1] 市民活動サポート補助金について

[資料4-2] 龍ヶ崎市市民活動サポート補助金 申請の手引き(募集要項)

龍ヶ崎市市民協働推進委員会委員名簿

(R8.7.1現在)

No.	氏 名	選出区分	所 属	備考
1	那須野 育大	学識経験者	流通経済大学共創社会学部教授	新規
2	岩越 俊樹	公募の市民		新規
3	中舘 修希	公募の市民		継続
4	齊藤 桂南	公募の市民		新規
5	赤津 猛	その他市長が必要と認める者	NPO 法人関係者 (ユースアンドアイ代表)	新規
6	小林 克己	その他市長が必要と認める者	人権擁護委員経験者 (元人権擁護委員)	継続
7	島村 宏之	その他市長が必要と認める者	NPO 法人関係者 (龍ヶ崎市市民活動センター長)	継続
8	松田 百合子	その他市長が必要と認める者	市民協働推進委員会委員経験者 (公募選出 H28～)	継続
9	深澤 幸子	その他市長が必要と認める者	市民協働推進委員会委員経験者 (公募選出 R2～)	継続 前副委員長

※ 委員の任期:2年(令和8年7月1日から令和10年6月30日まで)

○龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図るため、龍ヶ崎市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に対して提言するものとする。

- (1) 市民協働の総合的な施策の実施に関する事項
- (2) 地域の団体等及び市が協働で実施する事業の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民([龍ヶ崎市まちづくり基本条例\(平成 26 年龍ヶ崎市条例第 58 号\)第 3 条第 1 号](#)に規定する市民(法人その他の団体を除く。))をいう。)
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部地域づくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

5 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料3-1

Myりゅうポイント倶楽部

運用状況の報告 今後の検討・課題について

2026年7月27日

市民経済部 地域づくり推進課

制度概要

- ・制度概要 …… 3P
- ・運用状況 …… 3P

(1) 制度概要

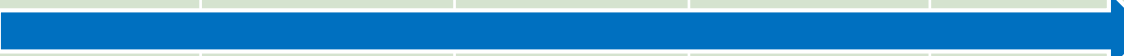
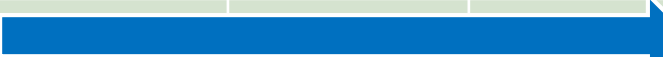
Myりゅうポイントクラブは、当市が対象事業として認定する市民活動事業に、参加・協力する市民にポイントを付与し、これを所定のポイント数まで貯めると、景品に交換できる制度。

本年度からデジタル化を推進し、当市における、市民活動のより一層の活性化を図る。

(2) 運用状況

<進行スケジュール>

 終了
  継続中

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
市民団体向け説明会							
事前登録							
二次元コード交付申請							
ポイント移行申請							
参加者向け説明会							
旧制度景品交換							
二次元コード運用開始							

運用状況の報告

- ・制度説明会の実施状況 … 5P
- ・意見一覧 … 6P
- ・申請状況 … 7P
- ・現在の登録状況/利用状況 … 8P

(1) 市民団体向け説明会

実施日	参加団体数(約210団体中)
2026年3月25日	46 団体
2026年4月18日	28 団体
合計	74 団体

(2) 参加者向け説明会 (市内23カ所のコミセンにて、平日・休日各1回ずつ(全23回)実施中)

※長戸、龍ヶ崎西は台風7, 8の影響を考慮し中止または延期

実施施設	参加者数	実施施設	参加者数	実施施設	参加者数	
八原	6 人	松葉	21 人	長戸 (平日1回)	1 人	(※7月21日時点) 合計 83 人
龍ヶ崎	9 人	久保台	5 人	龍ヶ崎西 (平日1回)	6 人	
長山	12 人	馴柴	23 人			

※説明会にはデジタル推進委員「デジ活ひろば」にサポートいただいている。

(3) その他

以下の会議、団体へ向けた説明会を実施

教頭会	シルバーリハビリ体操	傾聴ボランティア
教務主任会	元気アップ体操	

(1) 意見・要望一覧

いただいた意見・要望については、来年度の改善に向けて内容を把握し、検討を進める旨を回答している。

分類	内容
ポイント獲得方法	ポイントを各個人が獲得ではなく団体の代表者がまとめて獲得できるようにしてほしい。
ポイント獲得方法	スタンプ手帳への押印、景品交換は本人の来庁が必須ではなく代理申請を認めてほしい。
ポイント獲得方法	市役所以外でもスタンプ手帳にスタンプを押してほしい。(コミセン等)
ポイント獲得機会	同じ活動分野の中で複数の活動をしているため、同活動分野でポイントを同月に1回しか獲得できないのは困る。
ポイント獲得機会	わがまちクリーン大作戦は市で過去3回(6月、11月、3月)実施していた。 2回になった今も当時の名残で2回活動されている団体はあるため、追加1回分を申請させてほしい。
セキュリティ	わがまちクリーン大作戦について、実際に活動しない人もこの制度を知っていれば獲得できてしまうのではないかな。
寄附	寄附による奨励金を得られないのは非常に困る。
団体運用	移行後の制度について事前登録も何も知らない人が参加した場合、現場ではサポートしきれない。仮に事前登録までできていても、その後のフォローも対応が難しい。

本日の議題

(1) 申請状況

募集年度	募集期間 (一次募集)	申請団体数	申請活動数	内訳			
				環境 美化	防犯	防災	その他
令和7年	2月から3月	68 件	154 件	73件	43件	25件	13件
令和8年	5月から6月	33 件	79 件	26件	23件	15件	15件

【補足】

今年度から「わがまちクリーン大作戦」は申請不要になった。

令和7年度の「わがまちクリーン大作戦」申請団体31団体。「わがまちクリーン大作戦」のみを申請していた団体は4団体となっており、それを加味した申請の増減は以下の通り。

(2) 申請状況 前年度比

申請団体数	申請活動数
▲31 団体	▲44 件

(3) 考察

令和7年度は一次募集後に15団体から申請があったこと、今年度は制度移行初年度ということもあり、制度への参加を検討いただいている状況であると考えられるため、まだ申請の件数は伸びると考えられる。

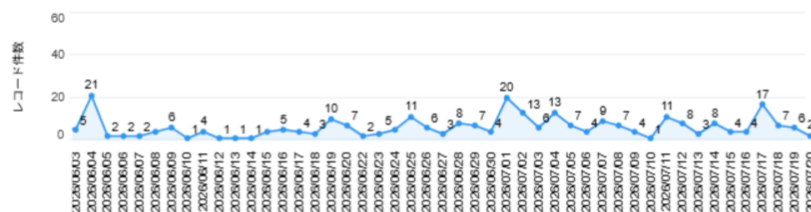
2026/7/21 時点

ダッシュボード

Myりゅうポイント倶楽部

更新日 2026/07/21 9:07 ● 地域づくり推進課として参照

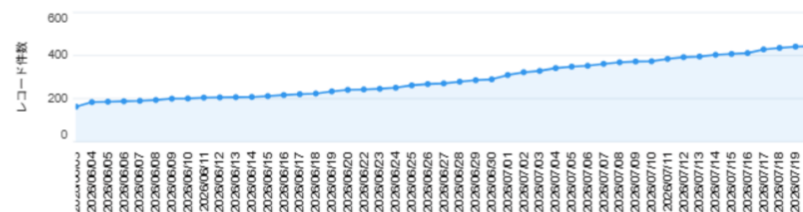
【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー登録者数（日別カウント）



アンケートの回答: 作成日
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー登録者数 (日別カウ

更新日 2026/07/21 9:07

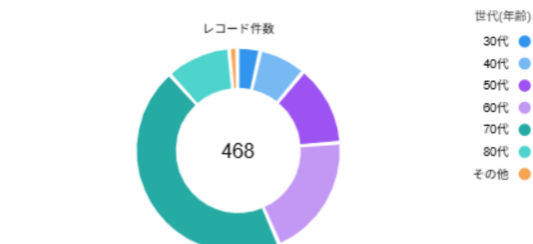
【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー登録者数（総数カウント）



アンケートの回答: 作成日
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー登録者数 (総数カウ

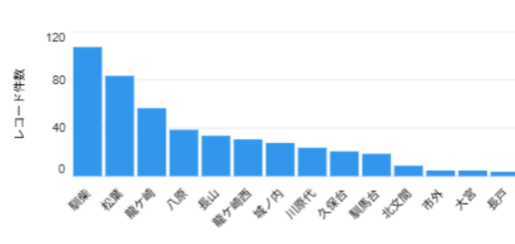
更新日 2026/07/21 9:07

【Myりゅうポイント倶楽部】登録者の年齢層割合



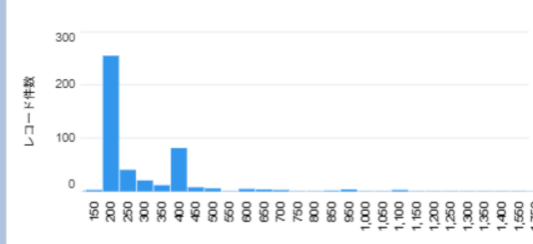
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】登録者数) 更新日 2026/07/21 9:07

【Myりゅうポイント倶楽部】登録者の居住区



レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】登録者数) 更新日 2026/07/21 9:07

【Myりゅうポイント倶楽部】保有ポイント



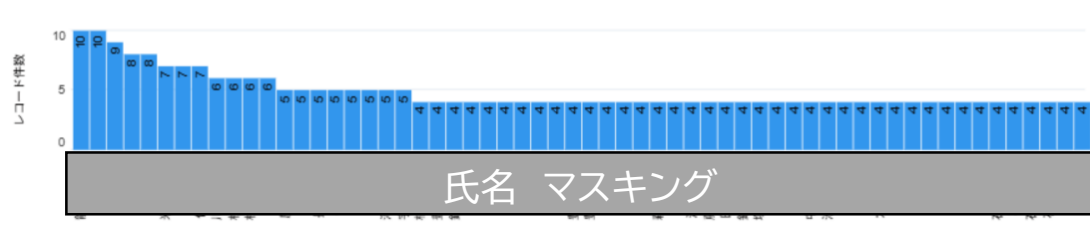
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】保有ポイント) 更新日 2026/07/21 9:07

【Myりゅうポイント倶楽部】景品交換件数



作成日時
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】景品交換件数) 更新日 2026/07/21 9:07

【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー別チェックイン件数



氏名
レポートの表示 (【Myりゅうポイント倶楽部】ユーザー別チェックイン件数) 更新日 2026/07/21 9:07

今後の検討・課題

- ・これまでの課題・対応について … 10P
- ・[課題]登録者数の増加に向けて … 11P
- ・[課題]活動区分の細分化について … 12P
- ・[課題]ポイントの獲得方法・機会について … 13.14P

(1)これまでの課題と対応

3月25日に開催した市民活動団体向け説明会から、本日(7月27日)の市民協働推進委員会までの間に聴取した市民意見を踏まえ、運用設計に加えた変更点は以下の通り。

No	内容	変更内容
1	スタンプ手帳利用者への措置 →市役所でのみ押印することについて	旧:活動から3か月以内に市役所にて申請 新:年度末までに市役所にて申請(まとめて可)
2	二次元コードの現場運用 →複製を認めるか否か	旧:セキュリティを考慮して複製は認めない 新:活動現場が複数ある活動についてのみ、活動場所分の複製を認める
3	児童のポイント獲得方法 →児童本人につけるか保護者につけるか	旧:本人または保護者が市役所で申請 新:保護者が児童登録した上で、保護者がスマホでポイント申請 (保護者に付与)

<3. 児童のポイント獲得方法 運用設計表>

分類	活動例	獲得方法	備考
わがまちクリーン大作戦	-	保護者がLINE 申請	スクリレ※を通じて周知 (起動用URLから申請フォームを起動する) ※スクリレ=学校から保護者への情報発信ツール
学校主催の活動	花植、防犯、清掃活動など		
学校主催ではない活動	住民自治組織等の清掃活動、 防災訓練など		活動場所で保護者が二次元コード読み取った後、 児童のポイント付与申請フォームを自動送信する (※送信は児童登録があるアカウントのみが対象)

(1)現状の分析・整理

1. 登録者数は日々増加している。(1日あたり約6.5件増) ⇒ 現状は停滞していない。
2. 説明会がない日でも登録者は増加している。⇒ 個人でも登録することができている。
3. 特定の年代(60代以上)の登録が75%を占めている。⇒ 50代以下の世代は伸びしろがある。
4. 説明会未実施地区での登録者が少ない。⇒ 今後説明会を実施することで登録者が増える。

(2)今後の増加予測

1. 7月から二次元コードでのポイント獲得が始まったばかりのため、今後は活動の中で登録される方が増える
と想定される
2. わがまちクリーン大作戦を契機に通常の活動への参加が難しいファミリー層の登録者が増えることが想定
される
3. 学校主催の活動において、スクリレでの配信が開始されれば、新たな層の登録が増えることが想定される

(3)今後の新規アクション(案)

No	ターゲット	アクション	見込み増加者
1	全世代	わがまちクリーン大作戦の実施日にLINEでMyりゅうポイント倶楽部の周知	200
2	全世代	・市の共催、後援イベント等への参加(来場)ポイント付与 ・スタンプラリー形式で合い言葉を集めて、二次元コード読み取り後に合い言葉を入力するとポイントget等	500
3	シニア	事前登録者に対してお気に入り団体登録機能を追加し、ランキング上位団体代表者に奨励金(ポイント)を支払う。⇒団体が登録者を伸ばす動きを自ら図る。	300

(1)4つの活動区分の細分化について

環境美化、防犯、防災、その他の4つの活動区分については、同一区分の活動であれば同月に1回までポイントを獲得できる仕組みとなっている。参加者の参加意欲向上を図るため、活動区分を細分化し、ポイント獲得の幅を広げることを検討する。

<新規活動区分(案)>

新規活動区分	理由・背景	例
登下校見守り	活動者の中には朝は児童の登下校見守り、夜は防犯パトロールを毎日続けている方がいるため、負担を考慮し細分化する	登下校見守り
里親	里親の活動と自治体等での活動を分けることで里親団体の意欲向上を図る	里親施設清掃
教育	児童の教育活動とみなすことができる活動については、その他ではなく「教育」として設立することで参加者の増加を目指す	学習サポーター 本の読み聞かせ
福祉	障害者・高齢者等への支援活動については、その他ではなく「福祉」として設立することで参加者の増加を目指す	福祉施設等への慰問活動 〇〇支援活動等

※わがまちクリーン大作戦について：市からの依頼であり、全市民が対象となるため、環境美化とは別にポイントを付与する運用へ変更したい

(1)市民からの意見に対する検討

意見1. スタンプ手帳への押印、景品交換は本人の来庁が必須ではなく代理申請を認めてほしい

【懸念される課題】

- ❑ 不正申請のリスク：
本人を装ったポイントおよび景品獲得のリスク
- ❑ 本人確認の難しさ：
代理人が本当に本人の意図で来ているかの確認

【対応案】

案:条件付きで代理申請を認める

対象者の限定:

- ❑ 代理人を「親族」または「委任状を持参した団体の代表者」に限定する

必要書類の提示:

- ❑ 申請者本人(ポイントを貯めた方)の身分証明書のコピー
- ❑ 代理人の身分証明書(原本)
- ❑ 指定の委任状(氏名、住所、生年月日、電話番号、委任内容、捺印)

意見2. 市役所以外でもスタンプ手帳に押印してほしい。(例:コミセン等)

【懸念される課題】

□ 各施設の業務負担:

コミュニティセンターなどの職員に、新たな業務(「対象事業の確認(システム確認必須)」、「押印作業」、「事業に関する問い合わせ対応」、「受領した申請書を課へ提出」等)が発生する

□ 不正押印の防止とスタンプの管理:

スタンプの管理や、対象外の活動に対する不正な押印(同一活動区分への同月押印等)を防ぐための管理体制の構築負担

【対応案】

案:期間限定で「出張窓口」を開設する

- 常設窓口を増やすのではなく、例えば「2月～3月の各コミセンで1日ずつ」や「市のイベント開催時」に合わせて、当課の事務局職員が出向いて押印・交換会を実施する。

令和8年度

My りゅうポイント倶楽部
運 用 要 領

【お問い合わせ】

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市 地域づくり推進課 市民活動推進グループ
開庁時間 午前9時00分～午後5時00分まで
（土日祝日及び年末年始を除く）
電 話:0297-60-1522
F A X:0297-60-1584
メール: community@city.ryugasaki.lg.jp

目 次

I 制度の概要 P1

- 1 ポイント付与対象事業及び対象者 P1
- 2 ポイントの付与・ルールについて P1
- 3 ポイントの利用方法 P1
- 4 登録から景品交換までのイメージ P2

II まちづくりポイント制度からのポイント移行について P2

III ポイント交付を受けたい団体の手続き（令和8年度の方法・手順）

- 1 対象活動の申請から二次元コード交付までの流れ P2
- 2 交付対象となる活動の実施期間 P3
- 3 交付申請手続きについて P3
- 4 市の審査について P3
- 5 審査後のポイント二次元コード交付について P3
- 6 参加者へのポイント付与方法 P3

IV 申請書等の記入例

- ・ ユーザー登録兼ポイント移行申請書 6
- ・ ポイント二次元コード交付申請書 7

<申請にかかる各種様式の配布について>

各種様式(Microsoft Word 版)は、下記の場所で配布していますので、お声がけください。
また、市公式ホームページからダウンロードもできます。

【市公式ホームページ URL】

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>

【配布場所】

龍ヶ崎市役所 地域づくり推進課(本庁舎4階)

【配布様式】

- ・様式第1号 龍ヶ崎市Myりゅうポイント倶楽部制度ユーザー登録兼ポイント移行申請書
- ・様式第2号 龍ヶ崎市 My りゅうポイント倶楽部ポイント二次元コード交付申請書

I 制度の概要

My りゅうポイント倶楽部は、当市が対象事業として認定する市民活動事業に、参加・協力する市民にポイントを付与し、これを所定のポイント数まで貯めると、デジタル商品券に交換できる制度です。これにより当市の市民活動の一層の活性化を図ります。

1 ポイント付与対象事業及び対象者

当市が認定する以下の活動に参加した市内在住・在勤・在学の方

- (1) 市内一斉清掃「わがまちクリーン作戦」(例年11月、翌3月実施予定)
- (2) 住民自治組織・中核的な地域コミュニティ・公共施設里親団体・NPO 法人・ボランティア団体が主催する環境美化・防災・防犯・ボランティア活動

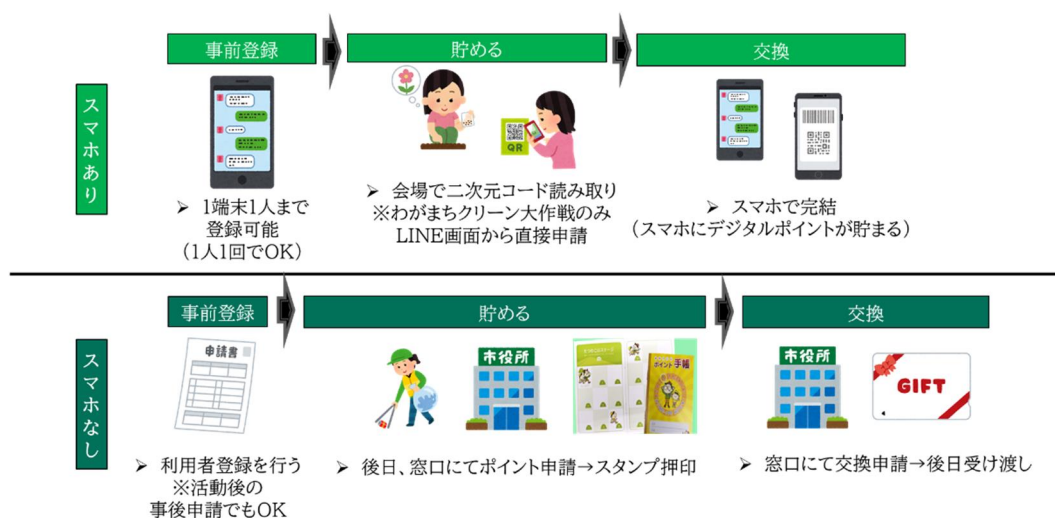
2 ポイントの付与・ルールについて

- (1) My りゅうポイント倶楽部に参加する方は、はじめに、龍ヶ崎市公式 LINE アカウントのメニューから「事前登録」を行ってください。
- (2) 活動場所に掲示されたポイント二次元コードをスマートフォンで読み取ることでポイントを獲得できます。
なお、『わがまちクリーン大作戦』については、LINE から各自で申請を行ってください。
- (3) ポイントの付与数
1回の活動ごとに 50 ポイント(50 円相当)を付与します。
なお、初回のみ登録特典として、LINE への事前登録完了後に 200 ポイントを進呈いたします。
- (4) ポイントの付与制限
同じ活動分野での活動については、当該月において 1 人当たり 1 回を限度に付与します。
- (5) ポイントの有効期限
期限はありません。
- (6) ポイント保有上限
2,000 ポイントを上限とします。これ以上は貯めることができないため、上限に達する前にデジタル商品券に交換してください。
- (7) 児童のポイントについて
保護者へ付与します。保護者の方のスマートフォンで児童情報の登録をいただき、LINE からポイント付与の申請をしてください。申請フォームは各学校のスクリレからご案内します。

3 ポイントの利用方法

500ポイント単位で、デジタル商品券の QUO カード Pay500円分と交換できます。
LINE から申請いただき、後日 LINE のトークへ QUO カード Pay の URL を送付します。

4 登録から景品交換までのイメージ



II まちづくりポイント制度からのポイント移行について

まちづくりポイント制度で所持しているポイントは、新制度「My りゅうポイント倶楽部」へ引き継ぐことができます。ポイントをお持ちの方は、次の移行手続きを行ってください。

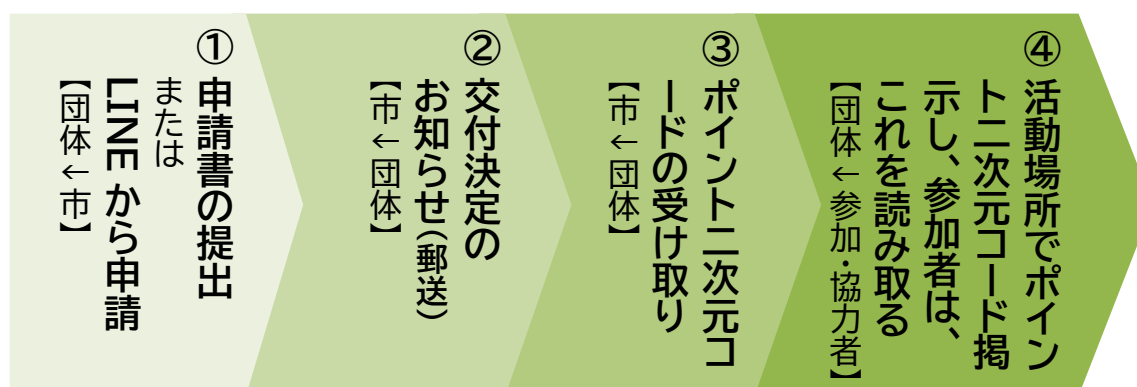
- (1) My りゅうポイント倶楽部での事前登録
スマートフォンにて龍ヶ崎市公式 LINE アカウントのメニューから「事前登録」を行ってください。
- (2) 申請書類等の提出
移行手続きは、制度変更説明会内、または担当課窓口にて受け付けております。
以下の書類等をご準備ください。

提出書類:「ユーザー登録兼ポイント移行申請書(様式第2号)」

持ち物:現在お持ちの「ポイント手帳(シール貼付済みのもの)」

III ポイント二次元コードの交付を受けたい団体の手続き (令和8年度の方法・手順)

1 対象活動の申請からポイント二次元コード交付までの流れ



2 交付対象となる活動の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 交付申請手続きについて

(1)提出いただく書類等

以下申請書を提出ください。

- 龍ヶ崎市 My りゅうポイント倶楽部ポイント二次元コード交付申請書(様式第2号)

(2)交付申請手続書等の提出方法

FAX、メール、窓口提出のいずれかの方法で提出願います。

(申請書は市公式ホームページからダウンロードできます)

【提出先】

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課 (所在地:龍ヶ崎市3710番地 市役所本庁舎4階)

- ・ F A X: 0297-60-1584
- ・ メール: community@city.ryugasaki.lg.jp

4 市の審査について

以下のポイント等を基に市が申請内容を審査し、ポイント二次元コード交付対象活動を決定します。

審査のポイント

- ✓ 自発的な活動で広く市民の利益となる活動か。
- ✓ 主催者が、現状よりさらに協力者・参加者の増加を図りたいか。
- ✓ 「My りゅうポイント倶楽部」を利用し、協力者・参加者の増加等の効果が見込めるか。
- ✓ 不特定かつ多数の市民が参加できる活動で、広報活動により広く参加を募集しているか。
- ✓ 活動のための会議や打ち合わせが含まれていないか。 など

5 審査後のポイント二次元コードの交付について

(1)審査結果の通知

審査が終了次第、審査の結果について「My りゅうポイント倶楽部ポイント二次元コード交付(不交付)決定通知書」で通知します。

(2)ポイント二次元コードの受領

交付決定通知書をご持参のうえ、ご希望いただいた受取希望場所(市役所4階地域づくり推進課又は各コミュニティセンター)までお越しください。

受領者については、団体代表者が来庁できない場合、代理の方でも構いません。

6 参加者へのポイント付与方法

(1)活動の実施

活動の実施にあたり協力者・参加者を募集する際は、ポイントが付与される活動であることを必ずお知らせください。

(2)ポイント獲得の案内

活動の主催者は、活動場所にポイント二次元コードを掲示し、活動に協力または参加した個人に対して、各自のスマートフォンで読み取るよう勧めてください。

● ポイント二次元コードを適正に運用・管理するため、以下の点にご注意ください。

- ① ポイント二次元コードは「活動・月ごと」に異なります
ポイント二次元コードには「活動分野」と「利用可能月」が設定されています。例えば、防犯パトロールなど毎月実施する活動であっても、各月ごとに発行された専用のポイント二次元コードを使用してください。
誤った月のポイント二次元コードを掲示すると、参加者がポイントを獲得できなくなります。
- ② 読み取り可能期間の厳守
ポイント二次元コードには、活動予定月の 1 日 0 時から月末 24 時までの読み取り期間が設定されています。
申請した活動の日程や内容に変更が生じた場合は、速やかに地域づくり推進課へご連絡ください。
- ③ ポイント二次元コードの取り扱い
ポイント二次元コードは各活動・各団体専用のものです。他団体への貸し借りや、SNS 等での不特定多数への公開は行わないでください。複製しての配布も行わないでください。

(3)利用済み、期日が過ぎたポイント二次元コードの取り扱いについて

活動団体において、破棄をお願いいたします。

IV 申請書等の記入例

- 1 ユーザー登録兼ポイント移行申請書（P6）
- 2 ポイント二次元コード交付申請書（P7, 8）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

龍ヶ崎市Myりゅうポイント倶楽部制度ユーザー登録兼ポイント移行申請書

Myりゅうポイント倶楽部制度の登録を行うに当たり、次のとおり申請します。

☒新規登録

【登録者情報】

氏名 龍ヶ崎 はじめ

性別 ☒男 ・ ☐女 ・ ☐回答しない

生年月日 平成元年4月1日

居住区	☐ 松葉	☐ 長戸	☐ 大宮	☐ 北文間
	☐ 馴柴	☐ 長山	☐ 川原代	☐ 八原
	☐ 馴馬台	☒ 龍ヶ崎	☐ 龍ヶ崎西	☐ 久保台
	☐ 城ノ内	☐ その他（ ）		

旧制度所有ポイント ☒あり （ 300ポイント ） ・ ☐なし☒ポイント移行

LINEでの事前登録時に発行
されたIDを記入ください。

【登録者情報】

登録ID SVA-000000XX

氏名 龍ヶ崎 はじめ

※ポイント移行にはポイント手帳のご提示が必要です。

※複数人でのポイントの合算はできません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

団体等の名称	〇〇自治会
代表者の氏名	会長 龍ヶ崎 はじめ
所在地（住所）	龍ヶ崎市3710
連絡先（TEL）	0297-64-1111

龍ヶ崎市Myりゅうポイント倶楽部制度ポイント二次元コード交付申請書

龍ヶ崎市Myりゅうポイント倶楽部制度のポイントの二次元コードの交付を受けたいので、龍ヶ崎市Myりゅうポイント倶楽部制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	活動名称	〇〇公園の清掃活動	☒ 新規 ・ ☐ 継続
	活動区分	環境美化	☒ 環境美化 ・ ☐ 防犯 ・ ☐ 防災 ・ ☐ その他
	活動日	隔月(4, 6, 8, 10, 12, 2)	雨天 実行 ・ ☒ 延期 ・ ☐ 中止
	活動場所	〇〇公園	活動想定人数 月 20 人
2	活動名称	防犯パトロール	☐ 新規 ・ ☒ 継続
	活動区分	防犯	環境美化 ・ ☒ 防犯 ・ ☐ 防災 ・ ☐ その他
	活動日	毎日	雨天 ☒ 実行 ・ ☐ 延期 ・ ☐ 中止
	活動場所	〇〇周辺	活動想定人数 月 10 人
3	活動名称	防犯訓練	☐ 新規 ・ ☒ 継続
	活動区分	防災	環境美化 ・ ☐ 防犯 ・ ☒ 防災 ・ ☐ その他
	活動日	11月、3月	雨天 ☒ 実行 ・ ☐ 延期 ・ ☐ 中止
	活動場所	〇〇コミュニティセンター	活動想定人数 50 人
4	活動名称		☐ 新規 ・ ☐ 継続
	活動区分		環境美化 ・ ☐ 防犯 ・ ☐ 防災 ・ ☐ その他
	活動日		雨天 実行 ・ ☐ 延期 ・ ☐ 中止

	活 動 場 所		活動想定人数	人
--	---------	--	--------	---

ポイント二次元コード受取希望場所

☐ 龍ヶ崎市役所（地域づくり推進課）

☒ コミュニティセンター（希望のコミュニティセンターを○で囲んでください）

松葉	・	長戸	・	大宮	・	北文間	・	馴柴
長山	・	川原代	・	八原	・	馴馬台	・	龍ヶ崎
龍ヶ崎西	・	久保台	・	城ノ内				

確認事項

活動内容に適した活動区分に○をつけている。	☒
わがまちクリーン大作戦は、申請不要である。	☒
活動日の変更（延期等）がある場合は、活動日より前に地域づくり推進課へ連絡すること。	☒
同一活動区分におけるポイントの交付は、内容が異なる活動であっても同じ月に1回のみであるということを地域づくり推進課から説明を受けた。	☒
記載事項は、全て記載している。	☒

市民活動サポート補助金 申請状況と今後の課題について

2026年7月27日

市民経済部 地域づくり推進課

(1)制度概要

(2)補助コース等

(3)令和8年度 事務スケジュール

(4)申請状況

(5)課題・検討

(6)今後のスケジュール

◆制度概要

社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を行う団体に対し、その経費の一部を補助することによって、市民活動の活性化を支援する制度で、令和5年度から運用を開始しました。

令和8年度からは内容を見直し、新たな制度として運用開始しています。

この補助金は、団体の設立や設立初期を支援する「市民活動団体設立補助」と、団体の拡充期に行う事業を支援する「市民活動活性化補助」の2種類で構成されています。

◆見直しの経緯

令和5年度の制度開始以降、以下のような課題が見られるようになったことから、同様の課題を抱える「街なか元気アップ支援事業費補助金(一部)」を統合し、市民団体などのニーズに応じた、より活用しやすい制度を整備し、幅広い活動を支援することで、市民活動の活性化や市民参加の促進を図ります。

《課題》

- 申請団体、申請活動の固定化
- 申請件数の伸び悩み
- 申請手続きの煩雑さ

(2)補助コース等

補助区分	市民活動団体設立補助	市民活動活性化補助
目的	市民活動初期の支援として、団体の設立や設立間もない団体の基盤づくりにかかる経費を支援	市民活動拡充期の支援として、活動の拡充やまちのにぎわい創出を目的とした、団体自らが企画し実施する公益性の高い事業を支援
対象団体	市内に主たる活動拠点を有し、設立前もしくは設立間もない団体(設立3年未満)	市内に主たる活動拠点を有し、団体活動の拡充や本市の地域活性化、まちのにぎわい創出などに取り組む市民活動団体(年数要件なし)
補助金額	5万円(上限額)	20万円(上限額)
補助回数	1回限り	同一団体の同一事業に対する補助は1回まで ※ただし、一定の条件を満たす場合はその限りではない
補助率	1/2	
申請期間 【令和8年度】	【一次募集】令和8年4月13日～5月29日まで 【二次募集】令和8年8月3日～12月25日まで	
受付方法	予算の範囲に達し次第、受付終了。 一次募集で予算枠に達しなかった場合のみ、二次募集を実施。先着順	

(3)令和8年度事務スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集	一次募集				二次募集						実績報告	

- 一次募集:4/13～5/29
- 一次募集において予算額に達しなかったため、二次募集を実施:8/3～12/25

※二次募集においては、予算額に達するまで先着順にて受付します。

(4)申請状況

◆市民活動団体設立補助 …0件

◆市民活動活性化補助 …5件

申請者	事業名	事業予算額	交付決定額
子育て中ほっぺ	子育て世代の居場所の充実	410,000円	200,000円
たつのこ山芝桜実行委員会	芝桜によるたつのこ山美観創出事業	184,000円	85,000円※
NPO法人茨城県南生活者ネット	市民ボランティアと協働で創る龍ヶ崎竹灯籠まつり	201,328円	100,000円
撞舞通りを活性化する会	桜祭りin 般若院	280,000円	120,000円※
すまいりゅう龍ヶ崎	子育て支援事業 すまいりゅう龍ヶ崎	200,000円	100,000円

令和8年度予算額	現在の交付決定額	二次募集予算額
2,000,000円	605,000円	1,395,000円

※補助上限額 > 交付決定額
(申請のあった額で交付を決定)

◆相談案件

一次募集への申請には至らずも、サポート補助金への相談があったものをご紹介します

相談区分	相談件数
市民活動団体設立補助について	1件
市民活動活性化補助について	4件

(1)市民活動団体設立補助 … 1件

【以下、相談内容】

- ・こども支援の活動を始めたいと思っている(具体的にはまだ決まっていない)
- ・どんな支援があるのか ➡市民活動サポート補助金の紹介
- ・申請はどのようにするのか ➡必要書類の書き方等、市民活動センターでも対応と紹介

(2)市民活動活性化補助 … 4件

▷商店会・商友会・商工会(3件)

- ・イベント開催に向けて補助金を申請したい

- ➡団体の性質上、“市民活動団体”に当てはまらない。

- ※「街なか元気アップ支援事業費補助金」を活用していた団体による申請相談が多い。

- ・“商友会”という名前で実施することに価値や意味があり、任意の団体での申請はしない。

- ・一般市民も含めた「〇〇フェス実行委員会」という組織があるが、会則を定めていない

- ➡会則の作成を依頼

▷街なか文化イベント(1件)

- ・10月にイベント実施予定 ➡すでに準備が始まっている事業であるうえ、二次募集では準備が間に合わない。

- ・参加者からチケット代(参加費)を3,000円程度徴収したい ➡可否は要確認

- ・来春には、別企画の写真展を開催したい ➡令和9年度の一次募集をご案内

◆まとめ

- ・事業費の5割を団体負担となったことから、補助金に頼るのではなく団体で資金を生み出し、自分たちのできる範囲で事業を計画し申請しているように感じた。
- ・街なか元気アップ支援事業費補助金の活用団体（商友会、商工会等）からの相談があったが、団体の性質からサポート補助金の対象外となり、それらの団体を支援する制度が求められる。
- ・制度見直し初年度のため不交付となる申請はなかったが、次年度以降、“同一団体による同一事業は1回限り”という点が課題になってくる。あわせて、「目的・内容・場所」が3つ中2つに変更がある事業という条件の改善も課題になるだろう。

令和5～7年度実施の市民活動サポート補助金と比較し、補助率・補助額ともに下げていることから、申請件数が伸びないことを懸念していたが、一次募集においては申請が5件、相談が5件となった。これは以前の市民活動サポート補助金と比較し増加となっている。

また、今回の見直しで拡充した「まちのにぎわい創出等」に該当する事業の申請もあり、新たな団体・事業への支援に繋がっている。補助額・補助率が下がっていても、運用方法を改良することで、活用団体のさらなる増加が見込まれるであろう。

今回の一次募集では、以前のサポート補助金と比較し申請・相談件数も増えているが、次年度以降もさらなる制度の利用促進を図るため、より多くの市民活動を支援する制度へと改良する必要がある。

【一次募集で見えた課題等】

- (1)市民活動団体の定義
- (2)収入があり、収支決算がプラスになる場合
- (3)同一事業でないことの判断基準

(1) 市民活動団体の定義

市民主体 × 非営利 × 公益

◎この3つを満たしていれば市民活動団体と見なす。

【審査ポイント】

- ・自主的な市民による任意団体、事業の活動実態は市民主体
- ・活動の利益は構成員に分配せず、活動に充当
- ・不特定多数の人に向けた公益性のある団体、活動

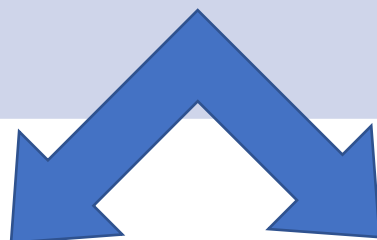
(1)市民活動団体の定義

◆補助対象となる市民活動団体の整理

補助対象団体	条件付きで補助対象	補助対象外
・ボランティア団体 ・NPO法人 ・趣味等のサークル	・事業所等の任意グループ ・〇〇祭実行委員会等	・営利企業(株式会社等) ・宗教団体 ・政治団体 ・公的団体・外郭団体 ・自治会等の地域団体 ・商工会、商店会

【例：事業所等の任意グループ】

- * 事業所等のメンバーが中心に設立した任意のグループであること
- * 利益は活動に還元すること
(自主事業への還元不可)
- * 誰でも参加でき、公益的な事業



【例：祭り実行委員会等】

- * 地域外住民やボランティア有志も参加できる団体であること
- * 収益は会員に分配しないこと
- * 地域交流、にぎわい創出

(2)収支決算がプラスになる場合

◆現在の運用

補助額は、“補助対象経費の1/2”であり、収入面は見えていない。

これは、収入面は団体の自助努力と見なし、収入額は経費から差引きしないという運用。

※収入超過による返還の規定はしていない。

《想定される事案》

- ・チケット制(参加費徴収)による収入増
- ・寄附金の増

《課題》

事業を終了後、想定していたより収入が多く、収支の差引きが+になることも考えられる。

この場合、余剰金は市へ返還するのか、もしくは、次年度の活動への繰り越しを可とするのか。

◎収入で賄える事業は補助対象事業として適切か。補助の必要性があるか。営利性が強くないか。

(2)収支決算がプラスになる場合

◆事務局案

- ・余剰金は原則返還不要。
- ・収支差額が生じた理由及び差額の取扱い(次年度繰越等)を摘要欄に明記
- ・余剰金は会員へ分配せず、活動に充当。

《余剰金の返還を求める場合》

- * 補助対象経費が減った
- * 補助対象外経費が判明した
- * 要綱違反・不適正執行があった

※なお、事業収入のみで事業実施が可能と認められる場合や、著しい剰余金が見込まれる場合は、補助対象事業としての妥当性を審査する。

* 補助の必要性があるか * 営利性が強くないか等

(3)同一事業でないことの判断基準

「同一事業への補助金交付は1回限り」

しかし、目的・内容・場所の3つ中2つに変更があれば申請可能。

【想定される課題、拡充に向けて】

- ・年数が経過すると3つ中2つを変えることは難しい。
- ・新規事業でなくても、公益性や発展性がある活動を広く支援したい。
- ・活動を発展させても補助対象とならない場合がある。
- ・より多くの団体、事業に活用してもらいたい。

(3)同一事業でないことの判断基準

▷より利用しやすく、広く市民活動を支援できる制度へと条件を改善する必要

例①:目的・内容・場所のいずれか1つ以上が変更

- ・新しい対象者(高齢者 → 子ども)
- ・新しい取組(講演会 → 体験会)
- ・エリア拡大(〇〇地区 → 市全域)

例②新規事業でなくとも、前年度と比較し発展性・新規性のある事業を対象。

- ・新たな地域課題への対応
- ・他団体と連携を拡大する
- ・新たな参加者を取り込む
- ・成果を市全体へ広げる
- ・自立にむけた取組を実施

(3)同一事業でないことの判断基準

◆事務局案

判断基準に優先順位をつけ、その順位に基づき予算枠内で交付決定の可否を行う。
「目的・場所・内容の3つ中2つ以上変更」という客観的な基準はそのまま残し、
さらに「前年度事業と比較して発展性が認められること」を判断材料とする。

《優先順位》

1. 新規事業
2. 「目的・場所・内容」の3つ中2つが変更
3. 事業内容に発展性が認められるもの ※発展性の判断は、チェックリストを作成

***新規の申請がない場合(予算額に達していない場合)は、同一事業においても受付をするのか。**

➡同一事業への交付決定により、その後、新規性の高い事業を支援できなくなる可能性もある。

《対策例》

二次募集の先着制を廃止し、募集期間を短縮し、そのなかで優先順位をつけて審査。

【次ページにて整理】

(3) 同一事業でないことの判断基準

二次募集において予算枠に余りがある場合は、同一事業においても受付を行う。

メリット	・予算を有効に活用できる。 ・多くの団体、活動を支援できる。
デメリット	・同一事業への支援が続き、補助金依存の事業が続く。 ・同一事業への交付決定により、その後、申請のあった新規性の高い事業を支援できなくなる可能性がある。

同一事業への交付を可とする場合

案① 先着受付	◎すみやかな交付決定が可能 △・あとに申請された、新規性・発展性の高い事業を支援できなくなる。 ・同一事業への申請増加の可能性
案② 募集期間を短縮し、優先順位に基づき審査	◎優先順位に基づいた公平な審査が可能 △予算額に達していないが、募集期間後に新たに企画された事業は申請ができない。

(6)今後のスケジュール

時期	内容	備考
R8.8月	令和8年度二次募集開始(～12/25)	先着受付
R8.10月	第2回市民協働推進委員会(予定) ・見直し案の提示	
R8.11月	りゅうほー1月号原稿提出	*R9年度分
R8.12月	りゅうほー2月号原稿提出	*R9年度分
R9.1月	第3回市民協働推進委員会(予定)	
R9.1月	令和9年度一次募集の周知 ・市公式HP ・市民活動センター「ひびき」 ・市内コミュニティセンター 等	
R9.2月	令和9年度一次募集開始(～3月中旬)	
R9.3月	要綱改正	
R9.3月	・令和8年度実績報告の取りまとめ ・令和9年度一次募集の交付決定	

令和8年度
龍ヶ崎市市民活動サポート補助金
申請の手引き（募集要項）

令和8年4月

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課

< 目 次 >

市民活動サポート補助金の概要	
1 市民活動サポート補助金とは	．．．．． P 2
2 補助対象団体	．．．．． P 3
3 補助対象となる事業	．．．．． P 4
4 補助事業の期間	．．．．． P 5
5 補助金額・補助率・補助回数	．．．．． P 6
6 補助金の対象経費、対象外経費	．．．．． P 7
7 申請書の受付	．．．．． P 9
8 補助金の交付決定	．．．．． P 9
9 事業内容の変更、中止、廃止	．．．．． P10
10 実績報告	．．．．． P10
11 補助金の額の確定、支払い	．．．．． P10
12 補助金の返還	．．．．． P10
13 その他	．．．．． P11
各支援コースの比較表	．．．．． P12
手続きの流れ	．．．．． P13
様式記入例	
・ 申請編【市民活動団体設立補助 Ver】	．．．．． P15
・ 申請編【市民活動活性化補助 Ver】	．．．．． P20
・ 実績報告編【市民活動団体設立補助 Ver】	．．．．． P25
・ 実績報告編【市民活動活性化補助 Ver】	．．．．． P28
Q&A	
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【申請時用】	．．．．． P33
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【実績報告時用】	．．．．． P34

市民活動サポート補助金の概要

1 市民活動サポート補助金とは

社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を行う団体に対し、その経費の一部を補助することによって、市民活動の活性化を支援する制度です。

この補助金は、団体の設立や設立初期を支援する「市民活動団体設立補助」と、団体の拡充期に行う事業を支援する「市民活動活性化補助」の2種類で構成されています。

(1) 市民活動団体設立補助

市民活動初期の支援として、新たに市民活動を開始するための団体の立ち上げや設立間もない団体の基盤づくりにかかる経費を支援するもので、市民活動を始めるきっかけづくりや、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としています。

(2) 市民活動活性化補助

市民活動拡充期の支援として、団体の活動の拡大や発展、地域活性化やまちのにぎわい創出につなげることを目的としています。より良い市民生活の実現のため、団体自らが企画立案し実施する、公益性の高い事業に対しての補助であり、自主性のある市民活動と団体の自立を促します。

【団体設立補助の活用イメージ】

- ・ 団体設立にかかる設立総会開催費
- ・ 活動開始にかかる施設等使用料
- ・ 会員募集にかかるチラシ等の作成
- ・ 活動に必要な事務機器等の備品の整備

【活性化補助の活用イメージ】

- ・ 地域イベントの開催にかかる運営費（会場費・機材レンタル）
- ・ 既存活動の規模拡大や内容の充実化
- ・ 情報発信の強化として新たなツールを導入
- ・ 活動成果報告書や事業 PR 冊子等の作成

2 補助対象団体

市民活動を行うことを主たる目的とした、次のすべての要件に該当する団体とします。

- (1) 2人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (2) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- (3) 定款、会則、規約等を定めていること。
- (4) 年間の活動計画を策定していること。
- (5) 適切な会計処理が行われていること。
- (6) 市民活動センターに団体登録されていること、又は団体登録する見込みがあること。
- (7) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (8) 市民活動団体設立補助を希望する団体にあつては、設立3年未満の団体であること。

<対象外とするもの>

- (1) 申請時において当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している。
- (2) 営利を主たる目的とした団体。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
- (5) 特定の政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っている団体。

3 補助対象となる事業

次の(1)~(5)の要件をすべて満たすものが対象です。

(1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる、次の20分野のいずれかの活動に該当する事業、又は地域活性化やまちのにぎわいの創出等に取り組む事業であること。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救護活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として茨城県の条例で定める活動

(2) 地域課題、社会的課題等の解決につながる事業であること。

(3) 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。

(4) 団体の活動の目的を達成するため適当であると市長が認めた事業であること。

(5) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。

<対象外とするもの>

- (1) 営利を主たる目的とする事業。ただし、事業から得られた利益を分配せず、市民活動を継続するための費用に充てる場合は、この限りでない。
- (2) 特定の個人又は団体の利益のために実施する事業
- (3) 団体の構成員のみを対象とする事業
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業
- (6) 特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (7) 法律、条例等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) 同一年度において、同一事業に対し、市又は地域コミュニティ協議会が交付する他の補助金等を受けている、又は受ける予定の事業。
- (10) 補助金の交付決定時において既に着手している事業
- (11) その他、市長が不適当と認める事業

4 補助事業の期間

補助事業等決定後から令和9年3月31日まで

5 補助金額・補助率・補助回数

補助金額・補助率・補助回数は、次のとおりです。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

補助金は、単年度ごとの申請、交付となります。

同一年度内における交付の回数は、補助区分にかかわらず、1団体1回を限度とします。

(1) 市民活動団体設立補助

(1) 補助金額 : 5万円(上限額)

(2) 補助率 : 1/2

(3) 補助回数 : 1回限り

(2) 市民活動活性化補助

(1) 補助金額 : 20万円(上限額)

(2) 補助率 : 1/2

(3) 補助回数 : 同一団体の同一事業に対して1回まで。

ただし、以下の3つ要件のうち2つ以上を満たす場合はその限りでない。

	要件の区分	要件の内容
1	実施場所が異なること	・異なる地区、施設、エリアで実施 ・実施する地区やエリアが明確に拡大 ※いずれかを満たすこと
2	実施目的が異なること	・実施目的が新たなもの ・新たな目的が追加されているもの ※いずれかを満たすこと
3	実施内容が異なること	・実施内容が新たなもの ・新たな内容が追加されているもの ※いずれかを満たすこと

備考

実施目的は、表現を変えたもの、目的を言い換えたもの等は、要件を満たさないものとする。

実施内容は、プログラムの組み換えや参加団体の変更のみは要件を満たさないものとする。

6 補助金の対象経費、対象外経費

事業等の実施に直接要する経費とします。補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費の具体例は、下表のとおりです。

経費区分	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
報償費	・講師、専門家、出演者等に対する謝礼金	・記念品、手土産代等 ・団体の構成員に対する謝礼金
旅費	・講師、専門家、出演者等の会場までの交通費	・視察費及び宿泊費（※１） ・参加者及び団体の構成員の交通費
食糧費	・外部講師等の食事代（※２） ・団体の構成員の会議等の茶菓子代（※３）	・団体の構成員の食事代
需用費	・消耗品費及び印刷製本費（文具・書籍・機材・資材等の購入費、ポスター・チラシ等の印刷費、看板代等）	・補助対象事業以外において使用する消耗品費及び印刷製本費
役務費	・通訳又は翻訳に係る経費 ・切手、宅配便等の通信運搬費 ・チラシ等の新聞折込等に係る経費 ・イベント開催時の損害保険料等	・補助対象事業以外においてかかる火災保険料、地震保険料、車両保険料等
委託料	・団体の構成員では行うことができない業務（専門的知識、技術等を要する業務）を外部に委託する費用	・外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料（※４） ・事務所等の管理委託費
使用料及び賃借料	・補助対象事業を行う会場等の使用料及び機具、機材等の借上料	・補助対象事業以外においてかかる使用料及び借上料 ・団体が使用する施設の使用料
備品購入費	・補助対象事業において使用する備品の購入費（※５）	・車両の購入費 ・補助対象事業以外において使用する備品の購入費
その他経費	・その他市長が必要と認める経費	—

※１ 視察費及び宿泊費

講演会等の講師等であっても、視察費と宿泊費は補助対象外です。

※２ 外部講師等の食事代

１日にわたる講演会を開催する場合は、昼食代に限り補助対象となります。なお、１食当たり８００円（税別）以内としてください。

※３ 団体の構成員の会議等の茶菓子代

会議等の茶菓子代は1人（1回）当たり200円（税別）以内としてください。

※4 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料
事業全体の委託料、いわゆる「丸投げ」は認められません。

※5 補助対象事業において使用する備品の購入費
総額で10万円（税抜き）以内とします。

7 申請書の受付

提出された申請書類をもとに、個別ヒアリング等による調査や団体の適格性、申請内容の審査を行います。なお、申請方法等は、次のとおりです。

(1) 申請期間（募集期間）

一次募集：令和8年4月13日（月）から令和8年5月29日（金）まで

二次募集：令和8年8月3日（月）から令和8年12月25日（金）まで

※ 予算枠に達しない場合に限り二次募集を行い、予算の範囲に達し次第、受付を終了します。

※ 提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。なお、募集を停止する場合は、市ホームページ等で告知します。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

(2) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金交付申請書
- ② 交付申請団体調書
- ③ 誓約書兼同意書
- ④ 定款、会則、規約等の写し
- ⑤ 会員名簿の写し（各会員の氏名・住所等記載のあるもの）
- ⑥ その他（事業報告や決算報告等の団体の活動実績の分かるものなど）

(3) 提出先

龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ（龍ヶ崎市役所4階）

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

※ 直接お持ちください。

8 補助金の交付決定

補助金の交付対象団体に対しては、補助対象事業及び補助金額等を決定した上、「市民活動サポート補助金交付決定通知書」により申請者に通知します。

なお、この交付決定通知書の日付（交付決定日）以降より補助事業を開始することが可能となります。

9 事業内容の変更、中止、廃止

補助金交付の決定を受けた後、事業内容を変更（軽微なものは除く）又は中止・廃止するときは、速やかに「市民活動サポート補助金事業変更等承認申請書」を提出してください。

10 概算払

市民活動活性化補助の交付の決定を受けた場合、事業の遂行のために市長が必要と認めたときは、事業の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を概算払により交付をすることができます。概算払にあたっては「龍ヶ崎市市民活動サポート補助金概算払請求書」を提出してください。

ただし、概算払の交付回数は1回を限度とする。

11 実績報告

「事業完了の日から30日以内」、または「令和9年3月31日」のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。概算払を受けた場合は、次の書類に加えて「龍ヶ崎市市民活動サポート補助金概算払精算書」を併せて提出してください。

(1) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金事業実績報告書
- ② 補助対象事業に係る経費の領収書等の写し
- ③ その他市長が必要と認めるもの（イベントチラシや配布資料、事業等を実施した際の状況写真など、事業内容等が分かる書類）

12 補助金の額の確定、支払い

実績報告書の検収を経て、市が額の確定を行い、「市民活動サポート補助金交付額確定通知書」により申請者へ通知します。確定通知を受けた団体は、「市民活動サポート補助金交付請求書」を提出してください。請求書を受理した後、補助金を交付します。

13 補助金の返還

既に交付した補助金に未使用等の残額が生じたとき、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときなどは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。精算処理は令和9年3月31日までにお願います。

14 その他

企画段階（申請前）の事前相談や申請書類の作成サポートは、地域づくり推進課のほか、市民活動センターでも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

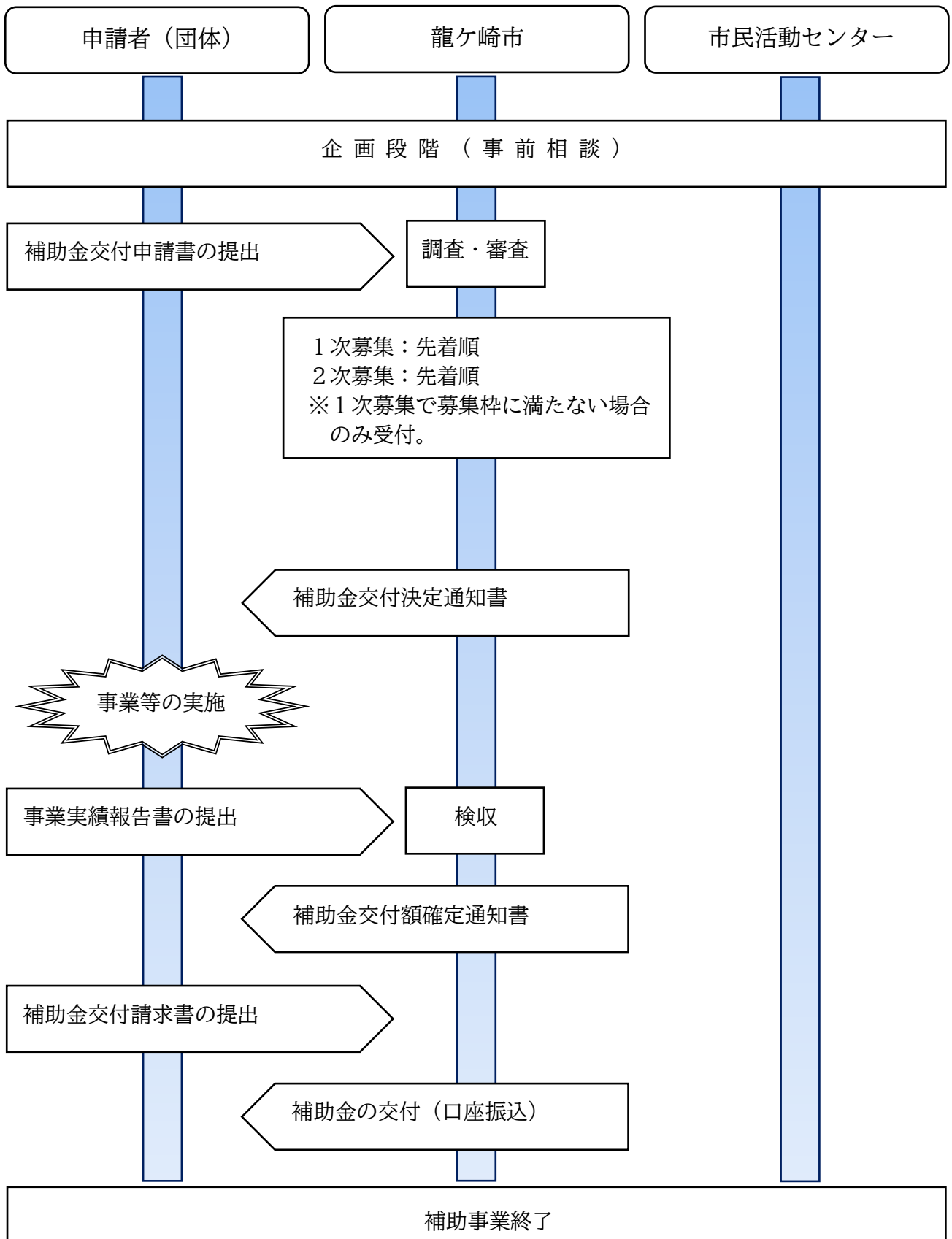
※ 最上位計画の見直し時期等に併せて、この補助金制度も適宜見直しを検討するものとしています。状況等によって、制度の内容等が変更になる場合もありますので、ご承知おきください。

各支援コースの比較表

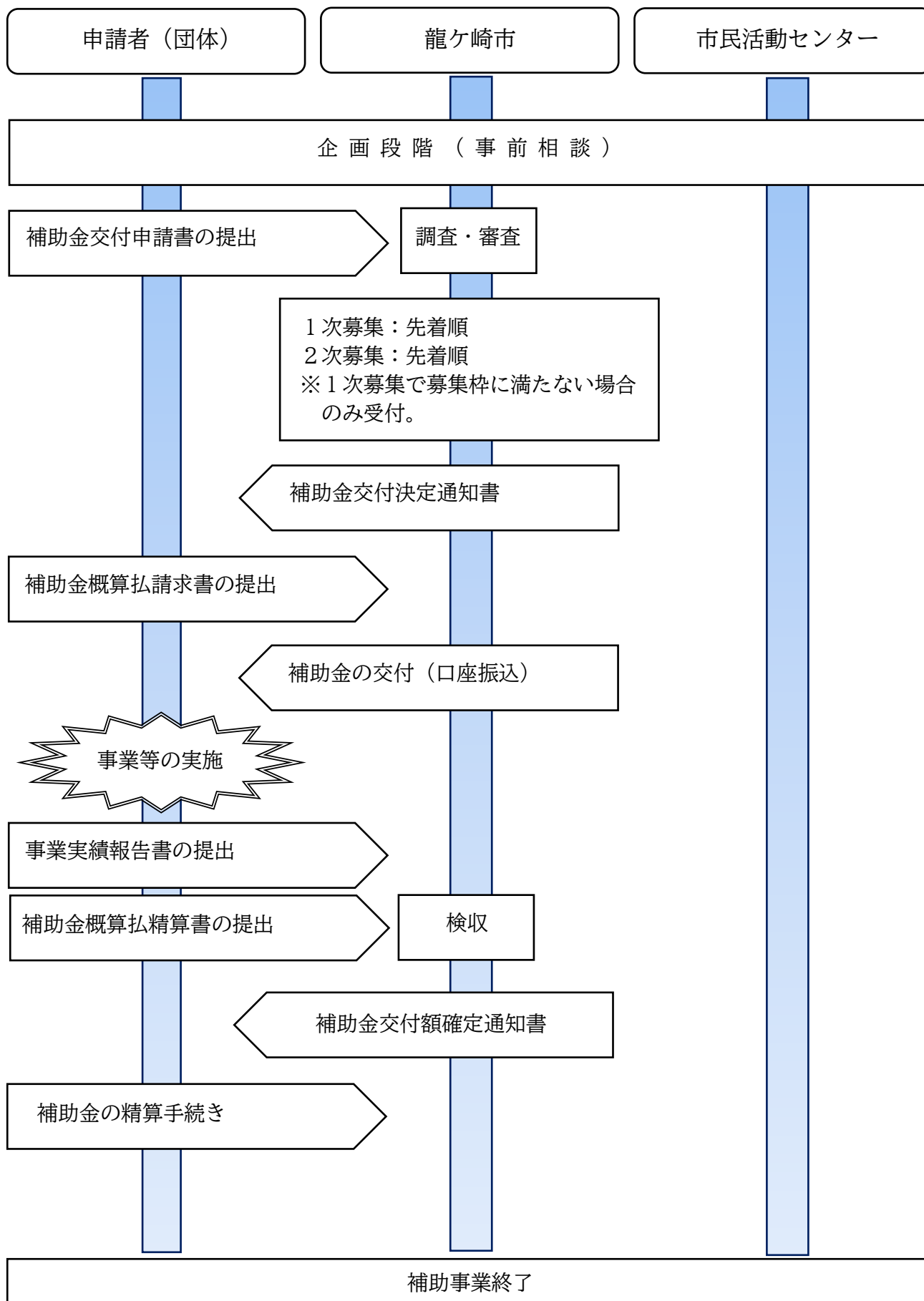
補助区分	市民活動団体設立補助	市民活動活性化補助
目 的	市民活動初期の支援として、団体の設立や設立間もない団体の基盤づくりにかかる経費を支援する。	市民活動拡充期の支援として、活動の拡充やまちのにぎわい創出を目的とした、団体自らが企画し実施する公益性の高い事業を支援する。
対象団体	市内に主たる活動拠点を有する設立3年未満の市民活動団体	市内に主たる活動拠点を有し、団体活動の拡充や本市の地域活性化、まちのにぎわい創出などに取り組む市民活動団体
対象事業	(1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当する事業。 地域課題、社会的課題等の解決につながる事業で、市民等が自発的に参加し、龍ヶ崎市内で実施される、主として市民を対象とするもの。	
	(2) 地域やまちのにぎわい創出等に資する活動	
補助金額	上限50,000円	上限200,000円
補 助 率	1/2	
補助回数	一団体につき1回限り	同一団体の同一事業は1回限り ※要件を満たす場合はその限りでない。
申請期間 (募集期間)	【一次募集】 令和8年4月13日～5月29日まで 【二次募集】 令和8年8月3日～12月25日まで	
申 請 の 受付方法 (決定方法)	予算の範囲に達し次第、受付終了。 一次募集で予算枠に達しなかった場合のみ、二次募集を実施します。	

手続きの流れ

◆ 補助事業等完了後に補助金を交付する方式（原則の方式）



◆ 補助事業等着手前又は完了前に補助金を交付する方式（概算払）



様式記入例

《 申 請 編 》

【市民活動団体設立補助 Ver】

令和 ○年 ○月 ○日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市○○町○○－○
 団体等名称 無料塾「○○塾」
 代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
 連絡先 0297－○○－○○○○

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請補助区分	☒ 市民活動団体設立補助 ☐ 市民活動活性化補助
事業の名称	無料塾「○○塾」開設準備
交付申請額	50,000 円
事業の期間	令和 ○年 ○月 ○日 ～ 令和 ○年 ○月 ○日
主な実施場所	○○○○
事業の目的	経済的な理由等により、塾に通えない子どもたちに対する無料塾を開設し、そこでの学習支援を行うための準備を目的とする。
事業の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整える。
事業実施スケジュール	令和○年○月 教材の購入 令和○年○月 施設備品等の購入 令和○年○月 チラシ作成、ポスティング（塾生の募集） 令和○年○月 無料塾の開設
期待される効果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等に寄与する。

活動分野

該当分野 (該当に✓)	☐ 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☐ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
----------------	--

収支予算書

【収入】

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	50,000円	補助率	50%
団体会員の会費	47,000円	〇〇塾会員による会費より	
寄付金	10,000円	賛同者からの寄付金：2,000円×5人	
	円		
収入合計	107,000円		

【支出】

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠等
教材購入費	40,000円	0円	教材セット（テキスト等）一式：35,000円、講師用参考書：2,500円×2冊
備品購入費	15,000円	10,000円	ホワイトボード1台、長机3台
消耗品費	12,000円	0円	コピー用紙、筆記用具、ファイル等
印刷製本費	10,000円	10,000円	塾生募集のチラシ印刷：〇〇枚
賃借料	30,000円	30,000円	施設レンタル料：5,000円×6月
	円	円	
支出合計	107,000円	50,000円	
うち補助対象経費合計	107,000円	50,000円	
※補助対象経費 <u>107,000円</u> × 1/2 ≥ <u>50,000円</u> （補助金充当額）			

様式第2号（第9条関係）

交付申請団体調書

団 体 名	無料塾「〇〇塾」
団 体 の 所 在 地	〒301-〇〇〇〇 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-〇〇-〇〇〇〇 FAX0297-〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代 表 者 の 職 氏 名	塾長 龍ヶ崎 はじめ
代 表 者 の 住 所	☒ 上記所在地と同じ
代 表 者 の 連 絡 先	☒ 上記連絡先と同じ
団 体 の 設 立 年 月 日	令和 〇年 〇月 〇日
設 立 目 的 と 活 動 内 容	子どものための地域の学びの場の普及を目的として設立
構 成 員 (うち市民の人数)	〇人 (〇人)
主 な 活 動 地 域	〇〇学校区
これまでの活動実績	プレ夏期講習会 (〇年 〇月 〇日)
これまでに受けた 補 助 金 ・ 助 成 金	なし
市 民 活 動 セ ン タ ー への 団 体 登 録 状 況	☐ 登録済み ☒ 登録予定 (〇月 〇日)

様式第3号（第9条関係）

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
 - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
 - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団体等名称 無料塾「〇〇塾」
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
（代表者の署名又は記名押印）
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

様式記入例

《 申 請 編 》

【市民活動活性化補助 Ver】

令和 ○年 ○月 ○日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地）龍ヶ崎市○○町○○－○
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
 連絡先 0297－○○－○○○○

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請補助区分	☐ 市民活動団体設立補助 ☒ 市民活動活性化補助
事業の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
交付申請額	200,000 円
事業の期間	令和 ○年 ○月 ○日 ～ 令和 ○年 ○月 ○日
主な実施場所	○○○○
事業の目的	歴史イベントを開催し、多くの方に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化を図る。また、参加者に興味を持ってもらい、団体の会員数増加を目指す。
事業の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、○○会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催する。
事業実施スケジュール	令和○年○月 会場予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和○年○月 展示パネルの制作 令和○年○月 ポスター及びチラシの作成 令和○年○月 広報活動（ポスター掲示、チラシ配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和○年○月 事業の実施
期待される効果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興につながる事が期待される。

活動分野

該当分野 (該当に✓)	☐ 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☒ 観光の振興 ☐ 農山漁村又は中山間地域の振興 ☐ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救護 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体活動に対する助言・援助 ☐ その他県条例で定める活動
----------------	--

収支予算書

【収入】

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	200,000円	補助率	50%
団体会計の予算(自主財源)より	129,800円	団体運営、事業活動への団体資金	
参加費	25,000円	イベント参加費:○○○円×○○人	
寄付金	50,000円	賛同企業等の寄付金:○○円×○社	
収入合計	404,800円		

【支出】

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠等
会場使用料	100,000円	0円	○○会館大ホール使用料:80,000円、付属設備使用料:20,000円
講師謝礼金	60,000円	0円	○○大学教授○○氏他
講師交通費	4,800円	0円	○○駅～○○駅(往復交通費)
印刷製本費	100,000円	100,000円	展示パネル制作費:70,000円、ポスター・チラシ印刷:30,000円
消耗品費	75,000円	35,000円	パネルフレーム:3,500円×20枚、パネルフック:250円×20本
委託料	45,000円	45,000円	ホームページ製作料
損害保険料	20,000円	20,000円	イベント保険(○日間)
支出合計	404,800円	200,000円	
うち補助対象経費合計	404,800円	200,000円	
※補助対象経費			
<u>404,800円</u> × 1/2 ≥ <u>200,000円</u> (補助金充当額)			

様式第2号（第9条関係）

交付申請団体調書

団 体 名	龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
団 体 の 所 在 地	〒301-0000 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-00-0000 FAX0297-00-0000 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代 表 者 の 職 氏 名	会長 北竜台 太郎
代 表 者 の 住 所	☒ 上記所在地と同じ
代 表 者 の 連 絡 先	☒ 上記連絡先と同じ
団 体 の 設 立 年 月 日	平成 〇年 〇月 〇日
設 立 目 的 と 活 動 内 容	〇〇地区に散在する歴史的建造物のガイド活動を通して、多くの方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化につなげたいという思いから設立
構 成 員 (うち市民の人数)	〇人 (〇人)
主 な 活 動 地 域	〇〇市街地地区
これまでの活動実績	〇〇ワークショップの開催 (〇 年 〇 月 〇 日)
これまでに受けた 補助金・助成金	なし
市民活動センター への団体登録状況	☒ 登録済み ☐ 登録予定 (月 日)

様式第3号（第9条関係）

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
 - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
 - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇ー〇
団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
（代表者の署名又は記名押印）
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

様式記入例

《 実績報告編 》

【市民活動団体設立補助 Ver】

令和 ○年 ○月 ○日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市○○町○○－○
 団体等名称 無料塾「○○塾」
 代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ
 連絡先 0297－○○－○○○○

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業実績報告書

令和 ○年 ○月 ○日付け龍ヶ崎市指令○第○号にて補助金の交付の決定を受けた下記の事業が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請補助区分	☒ 市民活動団体設立補助 ☐ 市民活動活性化補助
事業の名称	無料塾「○○塾」開設準備
事業の期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
主な実施場所	○○○○
事業の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整え、開設した。
事業実施スケジュール	令和○年○月 教材の購入 令和○年○月 施設備品等の購入 令和○年○月 チラシ作成・印刷、ポスティング （塾生の募集） 令和○年○月 無料塾の開設
事業による成果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等を図ることができた。

収支決算書

【収入】

区分・内容	予算額	決算額	比較増減額	摘要	
市補助金	50,000 円	47,000 円	-3,000 円	補助率	50%
団体会員の会費	47,000 円	27,000 円	-20,000 円	支出減に伴う団体会員の持ち出し減	
寄付金	10,000 円	20,000 円	10,000 円	寄付者が予定より多かったため	
	円	円	円		
収入合計	107,000 円	94,000 円	-13,000 円		

【支出】

区分	予算額	決算額	比較増減額	摘要
教材購入費	40,000 円	30,000 円	-10,000 円	〇〇のため購入数の減
備品購入費	15,000 円	12,000 円	-3,000 円	〇〇のため 〇〇購入なし
消耗品費	12,000 円	15,000 円	3,000 円	〇〇のため 〇〇追加購入
印刷製本費	10,000 円	7,000 円	-3,000 円	チラシ印刷枚数の減少
賃借料	30,000 円	30,000 円	0 円	
	円	円	円	
支出合計	107,000 円	94,000 円	-13,000 円	
補助対象経費の合計	107,000 円	94,000 円	-13,000 円	

【収入支出差引】

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
94,000 円	94,000 円	0 円	

《市補助金の積算》

補助対象経費

市補助金

$$\underline{94,000 \text{ 円}} \times 1/2 \geq \underline{47,000 \text{ 円}}$$

様式記入例

《実績報告編》

【市民活動活性化補助 Ver】

令和 ○年 ○月 ○日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市○○町○○－○
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎
 連絡先 0297－○○－○○○○

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業実績報告書

令和 ○年 ○月 ○日付け龍ヶ崎市指令○第○号にて補助金の交付の決定を受けた下記の事業が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請補助区分	☐ 市民活動団体設立補助 ☒ 市民活動活性化補助
事業の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
事業の期間	令和 ○年○月○日 ～ 令和 ○年○月○日
主な実施場所	○○会館
事業の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、○○会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催した。
事業実施スケジュール	令和○年○月 会場予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和○年○月 展示パネルの制作 令和○年○月 ポスター及びチラシの作成 令和○年○月 広報活動（ポスターの掲示、チラシの配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和○年○月 事業の実施
事業による成果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興を図ることができた。

収支決算書

【収入】

区分・内容	予算額	決算額	比較増減額	摘要	
市補助金	200,000 円	200,000 円	0 円	補助率	50%
団体会計の予算 (自主財源) より	129,800 円	131,000 円	6,000 円	支出増に応じた 団体会計からの 持ち出し増	
参加費	25,000 円	40,000 円	15,000 円	参加者増のため	
寄附金	50,000 円	50,000 円	0 円		
収入合計	404,800 円	421,000 円	16,200 円		

【支出】

区分	予算額	決算額	比較増減額	摘要	
会場使用料	100,000 円	100,000 円	0 円		
講師謝礼金	60,000 円	60,000 円	0 円		
講師交通費	4,800 円	6,000 円	1,200 円	〇〇の都合上、特 急列車を利用	
印刷製本費	100,000 円	110,000 円	10,000 円	チラシ印刷枚数の 増加	
消耗品費	75,000 円	75,000 円	0 円		
委託料	45,000 円	50,000 円	5,000 円	デザイン料の増額	
損害保険料	20,000 円	20,000 円	0 円		
支出合計	404,800 円	421,000 円	16,200 円		
補助対象経費の合計	404,800 円	421,000 円	16,200 円		

【収入支出差引】

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
421,000 円	421,000 円	0 円	

《市補助金の積算》

補助対象経費

市補助金

421,000 円 × 1 / 2 ≧ 200,000 円

Q & A

Q 補助金の申請は郵送やFAXでも受け付けてくれますか？

A 不可です。地域づくり推進課まで直接ご持参ください。

Q 交付決定前に実施した事業等の費用は、補助対象となりますか？

A 対象外です。補助事業の期間は交付決定後からとなりますのでご注意ください。

Q 翌年度にわたる事業等の申請は可能ですか？

A 不可です。この補助金は、交付決定後からその日に属する年度内に完了する事業を対象としています。

Q 補助金の申請をしてから交付決定までの期間は、どのくらいですか？

A 団体の適格性をはじめ、申請内容の審査を行う関係から、交付決定までは1か月程度みてください。

Q 外部講師等に対する謝礼金の領収書は、所定のものがありますか？

A 所定の様式はありません。市販のものをご利用いただくか、ご自身で作成していただくことになりますが、氏名、日付、金額、但し書き（支払いの内容）は必ず記載してください。

領 収 書	
令和〇年〇月〇日	
(団体名) 様	
金 20,000円	
但し、〇月〇日実施の「〇〇講演会」の講師謝礼金として 上記正に領収いたしました。	
令和〇年〇月〇日	
住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇	
氏名 (講師名)	印

Q 外部講師等の会場までの交通費は、どのように取り扱えばいいですか？

A 交通手段、経路、運賃等に係る資料、及び領収書等を提出してください。

Q インターネット上で購入したもので領収書が発行されない場合がありますが、どのようにすればいいですか？

A 領収書に代わる支払明細書や納品書など、購入と支払金額が確認できるものを提出してください。

Q 同一団体で同一年度内に設立補助と活性化補助を受けることはできるか？

A 不可です。同一年度内における補助金の申請は、補助金のコースにかかわらず同一団体に対して1回を限度とします。

Q 複数の事業を行っている団体の場合は、それぞれの事業に対して、同一年度に市民活動活性化補助を申請できるか？

A 不可です。同一年度内における補助金の申請は、事業数にかかわらず同一団体に対して1回を限度とします。

Q 同じ事業を複数の団体で行っている場合、それぞれの団体が申請することは可能か？

A 不可です。共催や協力関係にある団体の場合は、主となる団体が申請を行ってください。また、同一事業への交付は1回限りであり、年度を変えて別々の団体から同一事業への申請があっても、同一事業と見なされる事業は1回限りの交付となります。

市民活動サポート補助金 提出書類チェック表【申請時用】

【申請団体の皆さまへ】

書類提出時には、こちらのチェックリストで提出書類・確認事項を確認してください。

 提出書類 必要書類を準備し、確認内容に問題ないかを口欄に ✓ を入れてください		
チェック	提出書類	確認事項
☐	市民活動サポート補助金交付申請書 (様式第1号)	▶市民活動団体設立補助の場合 交付申請額は“5万円以下”になっていますか。 ▶市民活動活性化補助の場合 交付申請額は“20万円以下”になっていますか。
☐		・「事業等の期間」は、補助事業等決定見込み日から申請年度内(3/31)までの期間としていますか
☐		・団体全体の収支予算書ではなく、申請事業等に関する収支予算書になっていますか。
☐		・収入合計と支出合計の予算額は一致していますか。
☐	交付申請団体調書 (様式第2号)	・「構成員の人数」は会員名簿の人数と一致していますか。
☐		・「担当者氏名・連絡先」は、普段連絡が取れ、申請内容に関する質問に対応できる方が記入されていますか。
☐	誓約書兼同意書 (様式第5号)	・誓約事項を確認し、代表者の署名もしくは記名押印がありますか。
☐	定款、会則、規約等の写し	—
☐	会員名簿の写し	・会員の氏名・住所が記載されていますか。
☐	その他(事業・決算報告など団体の活動実績の分かるもの)	—

【お問い合わせ】龍ヶ崎市地域づくり推進課 電話:0297-64-1111(内線437)
 メール:community@city.ryugasaki.lg.jp

市民活動サポート補助金 提出書類チェック表【実績報告時用】

【申請団体の皆さまへ】

書類提出時には、こちらのチェックリストで提出書類・確認事項を確認してください。

 提出書類 必要書類を準備し、確認内容に問題ないかを□欄に✓を入れてください		
チェック	提出書類	確認事項
☐	市民活動サポート補助金事業 実績報告書(様式第8号)	・補助金の“交付決定年月日”及び“指令番号”は、補助金交付決定通知書に記載されている年月日及び番号と同じになっていますか。
☐		・申請時の事業計画内容に沿ったものであり、成果を加筆した内容となっていますか。
☐		・収支事項の摘要(説明)欄には、増減の具体的な内容が記入されていますか。
☐		・収入合計と支出合計の予算現額・決算額は一致していますか。
☐		・収支決算書における補助金の額は、決算額中の「補助対象経費の“1/2”」となっていますか。(上限20万円)
☐	補助対象事業等の経費一覧表や 領収書等の写し	・領収書等の内容は、品名や数量など具体的な記載がありますか。
		・領収書の日付は、補助金の“交付決定年月日以降”となっていますか。
☐	その他(事業日及び事業内容が分かるもの) <例> ・事業実施の際の状況写真 ・事業当日の配布資料、イベントチラシ など	—

【お問い合わせ】龍ヶ崎市地域づくり推進課 電話:0297-64-1111(内線438)
メール:community@city.ryugasaki.lg.jp

【お問い合わせ先（相談窓口）】

- 龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

【TEL】0297-64-1111(代) 内線435・437

【FAX】0297-60-1584

【E-mail】community@city.ryugasaki.lg.jp

・開庁時間：9：00～17：00

・閉庁日：土曜・日曜・祝日、年末年始

- 龍ヶ崎市市民活動センター

〒301-0004 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2445番地

【TEL】0297-63-0030

【FAX】0297-63-0571

【E-mail】center@ryugasaki-shiminkatsudo.net

・開館時間：9：00～19：00（日曜、祝日は17：00まで）

・休館日：毎週月曜、年末年始